

平成15年11月1日調査

2003年漁業センサス 調査結果報告書

海面漁業調査
内水面漁業調査

島根県政策企画局統計調査課

ま え が き

この報告書は、平成15年11月1日現在で実施された2003年漁業センサスについて島根県の結果をまとめたものです。

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握するために、昭和24年以来5年ごとに実施され、行政諸施策の策定に必要な基礎資料を提供し続け、今回で第11回目となりました。

日本の漁業を取り巻く情勢は、周辺水域の水産資源量の減少等による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化等厳しい状況に置かれています。

また、「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約）の発効に伴う漁獲可能量（TAC）制度の導入等により漁業資源の適切な管理と有効利用等が基本となる政策が展開されつつあります。

本県においても、全国的情勢と軌を同じくし、漁業就業者の減少、高齢化の進行、後継者については、やや増えてきているものの、依然として厳しい状況にあり、漁業生産力の向上並びに漁村活力の高揚が望まれているところです。

本県の漁業の現状をまとめたこの調査結果を水産行政及び水産振興等のために幅広く御利用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施にあたり御協力をいただきました市町村並びに漁業協同組合をはじめとする関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

また、内水面漁業調査を実施し、その結果をまとめてこの報告書に寄稿いただきました中国四国農政局松江統計・情報センターの皆様に深く感謝申し上げます。

平成17年3月

島根県政策企画局長 富田 幹彦

利 用 に あ た っ て

1 調査の目的

2003年漁業センサスは、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の体系

調 査 の 種 類		調 査 の 対 象	調 査 の 系 統	調査期日	調 査 方 法
海 面 漁 業 調 査	漁 業 経 営 体 調 査	海面に沿う市区町村及び漁業法第86条1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下、「沿海市区町村」という。）の区域内に所在する漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成15年 11月1日 現 在	調査員が調査客体からの面接聞き取り調査（一部項目（会社、官公庁、学校、試験場については全部）自計申告）
	漁 業 従 事 者 世 帯 調 査	沿海市区町村に所在する漁業従事者世帯		〃	
	漁 業 管 理 組 織 調 査 （本書への掲載無し）	沿海市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター	〃	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
	海 面 漁 業 地 域 調 査 （本書への掲載無し）	農林水産大臣が指定する漁業地区		〃	
内 水 面 漁 業 調 査	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調査員)	〃	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査（一部自計申告）
	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面漁業地域	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター	〃	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
流 通 加 工 調 査	水産物流通機関調査 （本書への掲載無し）	魚市場、水産卸売業者及び水産物買受人	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調査員)	〃	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体に調査票を配布、回収（自計申告調査）
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査 （本書への掲載無し）	冷凍・冷蔵工場及び水産加工工場		〃	

3 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づいて行なった。

4 調査の事項

（1）海面漁業調査

- ① 漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況
 - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
- ② 漁業従事者世帯調査
 - ア 世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数
 - イ その他の就業状況

（2）内水面漁業調査

- ① 内水面漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の漁業経営の状況
 - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
- ② 内水面漁業地域調査
 - ア 内水面漁業地域の漁場環境
 - イ 遊漁の状況
 - ウ 活性化の取組
 - エ 漁業集落の生活環境
 - オ その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項

5 調査の定義及び約束事項

（1）海面漁業調査

漁業地区	漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
漁業集落	漁業地区の漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいた居住範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものをいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

経営体階層
つづき

(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。

(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。

上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。

また、動力漁船の合計トン数には、専用船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含んでいない。

漁業層
沿岸漁業層

漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層

動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層

動力1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業制度
大臣許可漁業

漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に基づいて政令により定められた漁業（「指定漁業」と称されている。）で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。

知事許可漁業

漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業（法定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。

大臣承認漁業

農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。

漁業権漁業

都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。

自由漁業

海面で自由に営むことのできる漁業をいう。

その他

上記以外で以下の漁業をいう。

(ア) 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業

(イ) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業

(ウ) 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業

漁業種類

(ア) 「主とする漁業種類」

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

(イ) 「営んだ漁業」

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。
漁獲金額 活魚販売	過去1年間に漁獲物及び収穫物を販売した金額をいう。 貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。
経営組織 個人経営体 団体経営体	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 個人で漁業を自営する経営体をいう。 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校 ・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収穫物を販売したものをいう。
漁業従事者世帯	過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
最盛期の海上作業 従事者数	各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業のみ最多 従事者数	過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。
経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従

	事した者がいないものをいう。
第 1 種 兼 業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第 2 種 兼 業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者を言う。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
経営主の就業状態	
自 営 漁 業 の み	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自 営 漁 業 が 主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。
自 営 漁 業 が 従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。
自 営 農 業	その家の経営耕地面積が10アール以上、もしくは経営耕地面積に関係なく過去1年間の農産物の販売金額が15万円以上のものをいう。
その他の自営業	自営漁業及び自営農業以外で過去1年間に15万円以上の売り上げのあったもの。
水 産 加 工 業	水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自家以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用し、加工製造するものをいう。藻類の素干し品のみを製造する場合を除く。
遊 漁 案 内 業	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して、遊漁者を漁場に案内する業務や潮干狩り、観光地引網、磯釣り等の業務をおこなうもの。
旅館・民宿業	旅行者等を泊めることを業とするもので、釣宿、季節的旅館を含める。
そ の 他	上記の自営業以外の自営業をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁 業 世 帯	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。
漁 業 就 業 者	漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力及び10T未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。

沖合・遠洋漁業
就業者

沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。

(2) 内水面漁業調査

内水面漁業経営体

湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。

湖沼漁業経営体

過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く）において養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。湖沼漁業経営体及び内水面漁業経営体をいう。

内水面養殖業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。ただし、水田養魚は除く。

湖沼漁業経営体階層

過去1年間に主として営んだ養殖業種類（販売金額1位の養殖種類）により決定した、魚類養殖、その他の養殖の2階層。

過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。

使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、船外機付船、動力1トン未満から動力5トン以上の階層までの7経営体階層を決定した。

湖沼漁業従事者数
自営漁業の後継者

過去1年間に湖上作業に従事した者をいう。

過去1年間に自営漁業に従事した者のうち、将来自営している漁業の経営主になる予定の者をいう。

養殖方法
池中養殖

養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的がなくなり、養殖を目的として使用している場合は、池中養殖とする。

止水式

止水面で、水作りによって養殖を行うものをいう。

溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものも含める。

流水式

常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。

循環式

一度養殖に使用した水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質まで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。

ため池

かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して、養殖を行うものをいう。

網いけす養殖

湖沼、池、河川等の広い水面の一部に、竹束、ドラム缶、木樽等を浮きとし、竹、ビニール、鋼管等で形を整えた網いけすを、杭、錨、土俵等により固定して、その中で魚類等を養殖するものをいう。

内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。
漁場環境 堰堤	水流をせき止めたり、調整したりするために、河川の途中や湖沼の出入り口に設けられた仕切をいう。貯水、利水、発電、砂防等を目的とする堤高15m以上のダムであっても漁業権水面に隣接している場合は含む。
魚道	河川やダムに堰堤を築造する際、魚類の通路としてその一部に付随して設ける水路をいう。
魚礁・魚巢ブロック	河川・湖沼に自然石やコンクリートブロック等を人為的に投入し、あるいは設置された水産動植物の生息場をいう。
産卵場	水産動植物の産卵を行う場として、禁漁区の設定、水性植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置及び堆積物の除去等を行っている区画をいう。
植樹活動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
魚付き林	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた林をいう。
種苗生産・放流	種苗の採卵及びふ化を人工的に行ったり、水産生物の成育の適地に対象生物を放流し、資源の回復又は増殖を図ることをいう。
中間育成	人工的に採苗した魚介類の稚仔魚を、生け簀、陸上の水槽などで、養殖・放流等それぞれの目的に適した大きさまで中間的に育成することをいう。
保護水面の管理	水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のための必要な措置を講ずべき水面として農林水産大臣が指定する保護水面を管理することをいう。法律に基づかないが、保護すべき水面として何らかの管理を行っているものも含める。
外来魚の駆除	ブラックバス類、ブルーギル等の外来魚の駆除作業を行うことをいう。
さく河性さけ・ます類	一生のうち、その一部を海洋で過ごし、産卵期に河川をさく河するさけ・ます類をいう。
陸封性さけ・ます類	一生の全部を内水面で過ごすさけ・ます類をいう。
遊漁の状況 専用区域	漁場等の利用調整を目的として、魚種やその釣方ごとに専用の場所

渓 流 釣 場	・ 区域を設置することをいう。 駐車場やトイレ等の利用施設が整備され、河川に足場の設置等の安全性を向上させる施設・釣関連道及び魚の生息を促すための魚礁等がある場所をいう。
釣 堀	魚類を一定水面に放し、料金を取って遊漁者に当該魚種を釣らせるものをいう。
啓発・普及活動	遊漁者に対し、河川・湖沼における水産資源の保護、遊漁におけるマナー、外来魚の取扱のルール、内水面漁業調整規則等の法律的な専門知識の向上等を目的に、ポスターパンフレットの作成、講習会の開催、その他（釣教室の開催、作文、標語、絵画募集活動等）の活動をいう。
活性化の取組み	
漁 業 体 験	体験学習会、観光等の漁業体験をいう。
祭り・イベント	内水面漁業地域に関連した地域振興、活性化の目的及び慣例的な行事として、定期的に行われるものをいう。
キ ャ ン プ 場	湖沼又は河川に隣接する背後地に設置されたトイレ・水道等の設備を備えたものをいう。
水上スポーツ場	水上スキー、水上バイク、ラフティング等を行うため水面の一定区域を区切り、区域の表示、遊漁場、漁場との分離、監視員の設置等の管理を行うものをいう。
水産物直販店	地方公共団体、漁業協同組合、第3セクターが管理運営しているものであって、当該内水面漁業地域で生産された生鮮魚介類、水産加工品等を観光客等に販売するための施設をいう。
内水面漁業集落	内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している地域社会をいう。

6 数値及び記号の表示

(1) 数 値

ア 統計表の数値は確定値である。

イ 本書の統計表は、本センサスで作成された結果表及び一覧表の中から一部を抜粋して掲載している。

ウ 調査結果の概要で、総数（100.0%）に対する構成比を表す場合、「その他」若しくは最大値の項目で端数調整を行なった。

(2) 記 号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」は単位未満のもの

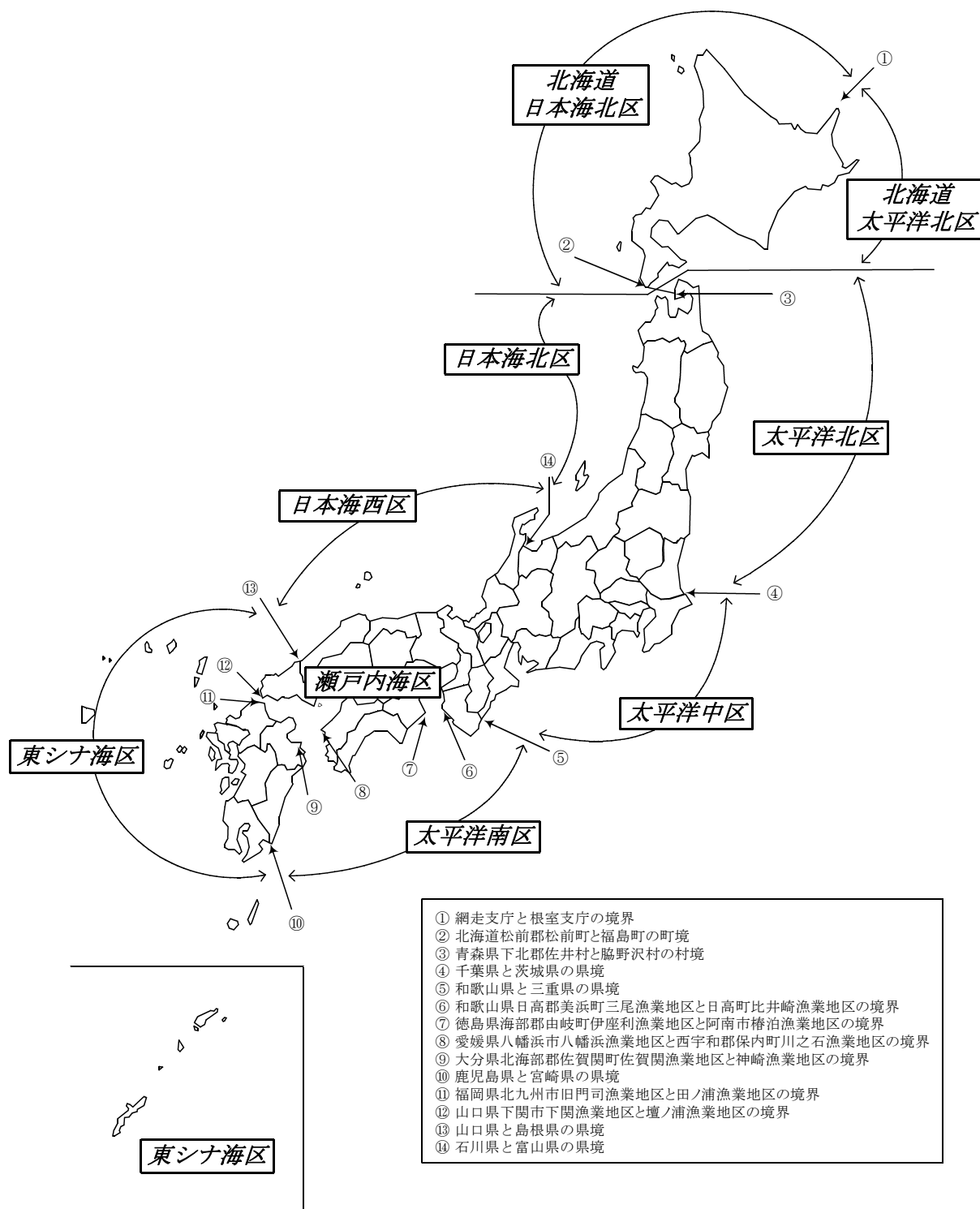
「－」は事実のないもの

「△」は負数又は減少したもの

「x」は秘密保護上数値を公表しないもの

「…」は事実不詳のもの、又は調査を欠くもの

7 大海区区分図



全国漁業種類分類

漁業種類名			定義		内容例示
漁業	網	遠洋底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線		
		以西底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線		
	底びき	1 そうびき	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイからハマまでの線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1 そうびきで行うもの	
		2 そうびき		2 そうびきで行うもの	
	網	縦びき 1 種	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（法定知事許可漁業）	小型機船底びき網漁業取締規則（昭27.3.10農令6）第1条第1項第1号の手繰第1種漁業（網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業）及び第5号のその他の小型機船底びき網漁業のうち網口開口板を使用するもの	かけまわし 2 そうびき 板びき網
		縦びきその他		前記取締規則第1条第1項第2号の手繰第2種漁業（ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業）及び第3号の手繰第3種漁業（桁（＝けた）を有する網具を使用して行う手繰漁業）	えびこぎ網 戦車こぎ網 けた網（貝、えび等）まんが
		横びき	前記取締規則第1条第1項第4項の打瀬漁業（法定知事許可漁業）		打瀬網（帆、潮）

漁業種類名				定 義		内 容 例 示			
網	船 び	ひき回し網		海底以外の中層又は表層をえい網する網具（ひき回し網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上使用は法定知事許可漁業）		ぱっち網 2 そうびき船びき網 浮きひき網			
		き 網	ひき寄せ網		停止した船（いかりで固定するほか、潮帆、エンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。）にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上使用は法定知事許可漁業）		吾智（＝ごち）網 船びき網（錨（＝いかり）どめ）		
	地びき網			陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業					
	漁 業 （ つ づ き）	ま き 網	大 中 型 ま ま き 網	1	遠洋かつお・まぐろ	総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線からなる線以東の太平洋にあっては総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋（太平洋中央海区（東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線、東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線からなる線以南の太平洋の海域（南支那海の海域を除く。））及びインド洋海区）で操業するもの		
				そ	近海かつお・まぐろ		1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、前記以外の海域で操業するもの		
				う	その他		1 そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの		
			2 そうまき		2 そうまきで行うもの				
			中・小型まき網	巾	1 そうまき		指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有する漁具を使用して行う漁業（総トン数5～40トン漁船使用は法定知事許可漁業）	1 そうまきで行うもの	
				着	2 そうまき		2 そうまきで行うもの		
		その他のまき網		指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有しない漁具を使用して行う漁業（総トン数5～40トン漁船使用は法定知事許可漁業）	縫い切り網 しばり網 瀬びき網				
		刺 網	さけ・ます流し網		流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（指定漁業・法定知事許可漁業）				
			かじき等流し網		総トン数10トン以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（届出漁業、知事許可漁業）等				
			その他の刺網		流し網又は刺網を使用して行う漁業で前記以外のもの		中層刺網、底刺網、浮き刺網、流し網、まき刺網、こぎ刺網、太平洋底刺し網、日ロ民間操業による刺網漁業		

漁業種類名			定 義	内 容 例 示
網 漁 業 (つづき)	敷 網	さんま棒受網	集魚灯でさんまを集め、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	
		その他の敷網	敷網を使用して行う漁業で前記以外のもの	張り網、四つ手網、棒受網(あじ、さば等)込ませ網、あんこう網(沖縄式) 追込み網
	定 置 網	大型定置網	漁業法(昭24.12.15法第267)第6条第3項の漁具を定置して営む漁業であって、第1号の身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル(沖縄県にあっては15メートル)以上であるもの(瀬戸内海(漁業法第109条第2項に該当する海面をいう。)におけるます網漁業並びに陸奥湾(青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。)における落とし網漁業及びます網漁業を除く。)	
		さけ定置網	前記の漁具を定置して営む漁業であって、第2号の北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	
		小型定置網	定置網で前記以外のもの	ます網、つば網、角建網
	その他の網漁業		網漁業で前記以外のもの	建干し網、建切り網 たもすくい(さば) すくい網、投網
釣 漁 業	は え 縄	まぐろはえ縄	総トン数120トン(昭57.7.17以前に建造又は建造に着手された漁船については80トン、昭57.7.18以後に特定修繕を行った漁船については120トン)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめ(以下「まぐろ等」という。)をとることを目的とする漁業(指定漁業)	
		近海まぐろはえ縄	総トン数10トン以上120トン(前記「遠洋まぐろはえ縄」のかっこ書きに同じ。ただし、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船のうち、承認漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業の「沿岸まぐろはえ縄漁業」を除く。)未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ等をとることを目的とする漁業(指定漁業)	
		沿岸まぐろはえ縄	浮きはえ縄を使用して、まぐろ等をとることを目的とする漁業で前記以外のもの	届出漁業
		その他のはえ縄	はえ縄を使用して行う前記以外の漁業	まぐろ類以外の魚を目的とする、浮きはえ縄 底はえ縄 立てはえ縄(立て縄釣は「その他の釣」)、ふぐはえ縄
	業 は え 縄 以 外 の 釣	か つ お 一 本 釣	遠洋かつお一本釣	総トン数120トン(前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。)以上の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(指定漁業)
か つ お 一 本 釣		近海かつお一本釣	総トン数10トン以上120トン(前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。ただし、10トン以上20トン未満の動力漁船については、我が国の200海里外で操業するもののみ。)未満の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(指定漁業)	
か つ お 一 本 釣		沿岸かつお一本釣	はえ縄又はひき縄以外の釣具により、かつお、まぐろ又はそうだがつおをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	(小釣、五目釣は「その他の釣」)

漁業種類名				定 義	内 容 例 示
釣 漁 業 <					

全国魚種分類

魚 種 分 類			定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
魚	まぐろ類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
		きはだ	きはだ<きめじ>
		その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
	かじき類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	かつお類	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、えい類)
	さけ・ます類	さけ類	さけ<しろざけ>、 <u>べにざけ</u> <べにます>、 <u>ぎんざけ</u> 、 <u>ますのすけ</u> <キングサーモン>
		ます類	<u>からふとます</u> <せっぱり>、 <u>さくらます</u> <まます、おおめます>
	このしろ		このしろ<こはだ>
	にしん		にしん
	いわし類	まいわし	まいわし
		うるめいわし	うるめいわし
		かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>
		しらす	いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む)。
	あじ類	まあじ	まあじ
		むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕
	さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕
	さんま		さんま
	ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんぱち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>

魚 種 分 類			定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
魚 類 (つ づ き)	ひ か ら れ め い ・ 類	ひらめ	ひらめ
		かれい類	ひらめを除くかれい目の魚（ <u>まがれい</u> 、 <u>さめがれい</u> 、 <u>やなぎむしがれい</u> 、 <u>あかがれい</u> 、 <u>まこがれい</u> 、 <u>あぶらがれい</u> 、 <u>そうはちがれい</u> 、 <u>めいたがれい</u> 、 <u>いしがれい</u> 、 <u>こがねがれい</u> 、おひょう、ひれぐろ（なめたがれい）、うしのした類等
	た ら 類	まだら	まだら
		すけとうだら	すけとうだら<すけそう>
	ほっけ		ほっけ〔ほっけ属〕
	めぬけ類		あこうだい、あらめぬけ、あらすかめぬけ、ばらめぬけ、さんこうめぬけ、くろめぬけ
	きちじ		きちじ〔きちじ属〕 <きんき、きんきん>
	はたはた		はたはた
	にぎす類		にぎす、かごしまにぎす
	にべ・ぐち類		にべ、こいち、しろぐち、くろぐち、ふうせい、きぐち〔にべ科〕 <いしもち>
	えそ類		まえそ、わにえそ、とかげえそ、あかえそ、おきえそ〔えそ科〕
	いぼだい		いぼだい<しず>
	あなご類		まあなご、くろあなご〔くろあなご属〕
	はも		はも〔はも属〕
	たちうお		たちうお
	えい類		あかえい、がんぎえい、さかたざめ〔えい目〕
	た い 類	まだい	まだい
		ちだい・きだい	ちだい<はなだい、ちこだい>、きだい<れんこだい>〔ちだい属、きだい属〕
		くろだい・へだい	くろだい<ちぬ、かいず>、きちぬ<きびれ>、へだい〔くろだい属、へだい属〕
	いさき		いさき（しまいさき、やがたいさき等は、その他の魚類）
	さわら類		<u>さわら</u> 、うしさわら<おきさわら>、よこしまさわら、かますさわら〔さわら属、かますさわら属〕 （バラクーダ（遠洋底びき網のおきさわら）は、その他の魚類）
	しいら類		しいら、えびすしいら〔しいら属〕
	とびうお類		とびうお、はまとびうお、つくしとびうお〔とびうお科〕 <あご>
	ぼら類		ぼら、めなだ〔ぼら科〕
	すずき類		すずき、ひらすずき〔すずき属〕 <せいご、ふっこ>
	いかなご		いかなご<こうなご、めろうど>

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
魚 類 (つづき)	あまだい類	しろあまだい、あかあまだい、きあまだい〔あまだい属〕<ぐじ>
	ふぐ類	<u>とらふぐ</u> 、まふぐ、からす、ひがんふぐ、しょうさいふぐ、さばふぐ〔とらふぐ属、さばふぐ属〕
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類(ほうぼう類、 <u>あんこう</u> 類、きんめだい類、こち類、さより類、おにおこぜ類、めばる類、きす類、はぎ類、かながしら類等)
え び 類	いせえび	いせえび
	くるまえび	くるまえび
	その他のえび類	前記のいずれにも分類されないえび類(ほっこくあかえび、こうらいえび<大正えび>、ぼたんえび等)
か に 類	ずわいがに	ずわいがに<まつばがに、えちぜんがに>(まるずわいがにには、その他のかに類)
	べにずわいがに	べにずわいがに
	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じゃのめがざみ(わたりがに科)
	その他のかに類	前記のいずれにも分類されないかに類(たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等)
おきあみ類		なんきょくおきあみを除くおきあみ類〔おきあみ属〕
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい(とこぶしは、その他の貝類)
	さざえ	さざえ
	はまぐり類	はまぐり、ちょうせんはまぐり〔はまぐり属〕
	あさり類	あさり、ひめあさり〔あさり属〕
	ほたてがい	ほたてがい
	うばがい(ほっきがい)	うばがい(ほっきがい)
	さるぼう(もがい)	さるぼう(もがい)
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類(つぶ、ばい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等)
い か 類	こういか類	こういか、しりやけいか、かみなりいか、こぶしめ〔こういか科〕<もんごういか>
	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか<むらさきいか、ばかいか>(けんさきいかは、その他のいか類)、あめりかおおあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類(やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等)

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
たこ類		まだこ、みずだこ、いいだこ〔まだこ科〕
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに〔うに綱〕
なまこ類		まなまこ、くろなまこ〔なまこ綱〕
海産ほ乳類		海に棲息するほ乳動物類(海獣類、鯨類)(捕鯨業により捕獲されたものを除く。)
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類(なんきょくおきあみ、 <u>しゃこ</u> 、さんご、餌むし等)
海 藻 類	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類	わかめ、ひろめ、あおわかめ〔わかめ属〕
	ひじき	ひじき
	てんぐさ類	まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり<とりのあし>〔てんぐさ科〕
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類(ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等)

注：1 〔綱、目、科、属〕を示したものは、当該綱、目、科、属に含まれるすべての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

2 下線を付した魚種については、細分して公表する。

全国養殖種類分類

養 殖 種 類		定 義	内 容 例 示
魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	主としてぎんざけを養殖するもの	ぎんざけ
	ぶり類養殖	主としてぶり類を養殖するもの	ぶり、ひらまさ、かんばち
	まだい養殖	主としてまだいを養殖するもの	まだい
	ひらめ養殖	主としてひらめを養殖するもの	ひらめ
	その他の魚類養殖	主として前記以外の魚類を養殖するもの	まあじ、しまあじ、ふぐ類、ちだい、くろだい、かわはぎ類等
貝 類 養 殖	ほたてがい養殖	主としてほたてがいを養殖するもの	ほたてがい
	かき類養殖	主としてかき類を養殖するもの	まがき、いたぼがき、すみのえがき
	その他の貝類養殖	主として前記以外の貝類を養殖するもの	いたやがい、ひおうぎがい等
くるまえば養殖		主としてくるまえばを養殖するもの	くるまえば
ほや類養殖		主としてほや類を養殖するもの	まぼや、あかぼや
その他の水産動物類養殖		主として前記以外の水産動物類を養殖するもの	がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等
海 藻 類 養 殖	こんぶ類養殖	主としてこんぶ類を養殖するもの	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ
	わかめ類養殖	主としてわかめ類を養殖するもの	わかめ、ひろめ
	のり類養殖	主としてのり類を養殖するもの	あさくさのり、ひとえぐさ、すじあおのり
	その他の海藻類養殖	主として前記以外の海藻類を養殖するもの	もずく類、まつも等
真珠養殖		海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの	真珠
種 苗 養 殖	ぶり類種苗養殖	ぶり類種苗を生産し販売するもの	ぶり類 1・2 年魚
	まだい種苗養殖	まだい種苗を生産し販売するもの	まだい稚魚、まだい 1・2 年魚
	ひらめ種苗養殖	ひらめ種苗を生産し販売するもの	ひらめ種苗
	真珠母貝養殖	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの	あこやがい、まべがい、くろちょうがい等の海水産真珠母貝
	ほたてがい種苗養殖	ほたてがい種苗を生産し販売するもの	ほたてがい種苗
	かき類種苗養殖	かき類種苗を生産し販売するもの	かき類種苗
	くるまえば種苗養殖	くるまえば種苗を生産し販売するもの	くるまえば種苗
	わかめ類種苗養殖	わかめ類種苗を生産し販売するもの	わかめ類種苗
	のり類種苗養殖	のり類種苗を生産し販売するもの	のり類種苗（網ひび、貝がら）
	（地方設定種苗養殖）	地方において設定した前記以外の種苗を生産し販売するもの	

養殖方法分類

養殖方法	定 義	内 容 例 示
築堤式	入江、湾等の海面を堤防で区切って養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
網仕切式	入江、湾等の海面を網で仕切るか又は一定の海面を網で囲んで養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
小割式	海面にいけす網、いけす箱等を浮かべるか又は中層に懸垂して養殖を行うもの	魚類、たこ類等の養殖に用いられる。
いかだ式	いかだに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、あわび類、わかめ類等の養殖に用いられる。 なお、わかめ類養殖等でみられる3～4mの間隔で浮き竹をロープでつないだものも、いかだ式に含める。
垂下式	海底に丸太、竹等の杭を立て、これに木、竹等を渡し、種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい等の養殖に用いられる。
はえ縄式	樽、合成樹脂製浮子等を使用して、海面に縄を張り、これに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、真珠、わかめ類等の養殖に用いられる。
地まき式	海底に種苗をまいて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
網ひび式	網ひびに種苗を付着させて養殖を行うもので、支柱式と浮き流し式がある。	のり類養殖に用いられる。
支柱式	海底に支柱を立て、これに網ひびを所定の高さに張り養殖を行うもの	
浮き流し式	海面に浮かせた枠に網ひびを張り養殖を行うもの	地方により「ベタ流し」、「沖流し」ともいわれる。 なお、「浮上いかだ式」も浮き流し式に含める。
そだひび式	そだ（＝切り取った竹や木の枝）に種苗を付着させて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
コンクリート水槽式	陸上のコンクリート水槽に、動力で海水を揚水し、曝気（＝ばっき）装置を設け、海水の流れを図り養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
その他	前記以外の養殖方法で行うもの	

養殖魚種分類

養 殖 魚 種			定 義 等（標 準 和 名）
魚	ぎんざけ		ぎんざけ
	ぶ り 類	ぶり	ぶり
		かんぱち	かんぱち
		その他のぶり類	前記のいずれにも分類されないぶり類（ひらまさ等）
	まあじ		まあじ
	しまあじ		しまあじ
	まだい		まだい
	ひらめ		ひらめ
	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ〔とらふぐ属〕
	その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類（ちだい、くろだい、かわはぎ等）
貝	ほたてがい		ほたてがい
	かき類		まがき、いたぼがき、すみのえがき〔いたぼがき科〕
	その他の貝類		前記のいずれにも分類されない貝類（いたやがい、ひおうぎがい等）
くるまえび			くるまえび
ほや類			まぼや、あかぼや
その他の水産動物類			前記のいずれにも分類されない水産動物類（がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等）
海 藻 類	こんぶ類		まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類		わかめ、ひろめ
	のり類		あさくさのり〔あまのり属〕、ひとえぐさ〔あおさ属〕、すじあおのり〔あおのり属〕
	もずく類		もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類		前記のいずれにも分類されない海藻類（まつも等）
真珠			真珠（海水産の真珠母貝により生産されるもの）
種 苗	ぶり類種苗		ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、もじゃこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ま 種 だ 苗 い	稚魚	天然種苗及び人工的に採卵、ふ化、飼育した人工種苗
		1・2年魚	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ひらめ種苗		ひらめ種苗
	真珠母貝		あこやがい、まべがい、くろちょうがい等

養 殖 魚 種			定 義 等（標 準 和 名）
種 苗	ほたてがい種苗		ほたてがい種苗
	かき類種苗		かき類種苗
	くるまえばい種苗		くるまえばい種苗
	わかめ類種苗		わかめ類種苗
	のり 種 苗 類	網ひび	のりの殻胞子を付着させた網（種網）
		貝がら	のりの果胞子が貝がらに穿入し、糸状体となったもの